

平成25年度 第1回生駒市景観審議会 会議録

1.日 時 平成25年9月13日(金) 10時00分～

2.場 所 生駒市役所4階 401会議室

3.出席者

(委 員) 久会長、下村副会長、嘉名委員、中西委員、福本委員、井上委員
久保委員

(事務局) 山本部長、中井課長、高谷係長、松田主査、阪本主任、山下

4.会議公開 公開

5.傍聴者数 なし

6.議事内容

事務局 お待たせしました。

おはようございます。本日はお忙しい中、生駒市景観審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員がお揃いになりましたので、ただいまから、平成25年度第1回生駒市景観審議会を開会させていただきます。

本日の審議会につきましては、委員7名、全員のご出席をいただいておりますので、生駒市景観条例施行規則第19条第7項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。

本日の会議案件でございますが、報告案件3件とその他となっております。よろしくご審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

それではまず、配布いたしております資料のご確認をお願いいたします。

まず、本日の会議次第でございます。

資料1-1といたしまして、生駒市景観形成基本計画の全体構成(案)

資料1-2といたしまして、生駒市景観形成基本計画(素案)

資料2-1といたしまして、生駒市景観計画の変更について

資料2-2といたしまして、生駒市景観計画(変更案)

資料3といたしまして、生駒市景観条例(改正案)

参考資料といたしまして、生駒市景観形成基本計画の策定等に関する今後の

予定について

となっております。配布漏れ等はありませんでしょうか。

それでは、生駒市景観条例施行規則第19条第6項の規定により、会長が議事を進めることとなっておりますので、会長よろしく願いいたします。

会 長 おはようございます。それでは、審議会の運営につきまして、今日も色々ご協力賜りたいと思っております。

今まで、策定委員会の方で基本計画を詰めてまいりましたけれども、取りまとめができたということで、この審議会のみなさま方にはたくさんの書類をお送りさせていただいたと思います。審議会が最も重要なお判断いただく場所でございますので、また、ご意見賜ればと思っております。

それでは、早速ではございますけれども、案件に入らせていただきます。

まず、第1号案件でございますけれども、生駒市景観形成基本計画（素案）について、事務局から説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

《事務局説明》

会 長 かなり分量が多いので、第3章が一つの山場になりますので、第3章の前後で分けさせていただいて、まず、「はじめに」、「第1章」、「第2章」を議論させていただいて、その次に「第3章」、そして最後に「第4章」、「第5章」ということで議論させていただければと思っております。

それではまず、「はじめに」、「第1章」、「第2章」あたりで何かご質問やご意見ございますでしょうか。

先ほどご説明の中にもありましたけれども、できるだけわかりやすくお伝えをしたいということを意図しておりますので、このあたりがもうひとつよくわからないというようなご質問、ご意見でも結構かと思いますが。

委 員 「はじめに」、「第1章」、「第2章」という話なのですが、トータルとして、生駒市の景観もわかりましたし、生駒市の歴史もわかりました。それから、景観づくりというのはこういう風にイメージすればわかりやすくなるんだなあということも、読んでわかりました。

私が申し上げるのはあくまでも中身ではなく、極めて形式的なところになります。

まず、1-4 なのですけれども、計画の構成というところで、もう既に第1章

に入っているのですよね。第1章に入ってから、本計画は以下の構成からなりますという形になってしまっています。やはりこれは、一番最初にもってこないとちょっとわかりにくいのではないのでしょうか。これがまず第一点です。

それと、同じ1-4で一番上に「2」という数字があります。続いて1-5、これまた同じ「2.」という数字があります。おそらく次の「. (ドット)」で使い分けておられるのかなと思いますが、これがわかりにくい。「2」の次に「2.」があるのはどういうことなのだろうと思えてしまいますので、例えば、「2.」の部分は「第2」という形でちょっと使い分けられた方が読んでいきやすいのかなと思います。

次に2-3ですけれども、写真が載っています。「見上げる景」、これ「景」ってなっているのですが、他のページは基本的に「景観」という表現を使っておられるのではないのでしょうか。これはあえて「景」という表現を使っておられるのであれば、特にないのですけれども。後ろの方では基本的に「景観」という表現が中心になっていたと思います。これも「見上げる景観」というような形にされた方が馴染みやすいのかなと思います。例えば、2-15だと「火の見櫓の景観」、「神社の景観」という風な表現になっておりますので、ここは統一していただいた方が良いのかなという風に思います。

次に2-7ですけれども、1段落の一番最後ですね、「大阪湾から生駒山を仰いで詠んだ郷愁の歌も残されています」という風になっています。そういうところが書かれているところが一つのおもしろさだと思ったのですが、ここには歌が入ってないですね。実際に詠まれた歌を入れていただければ、読み物としては非常におもしろくなるのかなと思います。

あと、横開きになると、スタートは右のページにくるというイメージがあります。例えば、第2章です。第2章のタイトルがあってその裏のページに「地勢」というタイトルがきていますが、何となくこれは裏のイメージを受けます。右側に「地勢」というのがきている方が目が行きやすいかなとも思います。

あくまで形式的な意見ですけれども、以上です。

会 長

ありがとうございます。

事務局の方からお返しするお話はありますか。

わかりやすくする意味では、有意義なご指摘だと思いますので、またいかせるところはしっかりといかしていただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

私や策定委員会にも参加されている委員のみなさまは、ずっとこれを見続けていますので、新鮮な目で全体を見ていただいたら、新たな発見があるかもし

れませんのでよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

《意見、質問等無し》

会 長 それでは続きまして第3章で何かご質問、ご意見ございましたらと思います。

委 員 これもまた形式的な話なのですが、3-114以降で景観づくりの具体的な方法というのがありまして、丸で囲まれているパターンに色分けがされています。例えば、3-114だとすべてが青、そして3-115だと青とピンクと緑があるのでありますが、この色分けが、スケールによる色分けと必ずしも一致していないのではないのでしょうか。

 例えば、3-6「パターン1」では、スケールが都市は青なのですね。3-114は何となく青で統一されているのですが、3-115のピンクと緑の使い分けが必ずしも一致していないというのが一点。最初に見たときに、色分けしているのかどうかわからなかったです。例えば3-2のところのパターンの読み方の中で、色分けで分類していて、それが景観づくりの具体的な方法のところでも同じく色分けしていますよということの一つ説明いただければ、ここの色分けというのがなお一層わかりやすくいくてくるのかなという風に思いました。

 それと、写真の中で他市がいっぱい出てくるのですが、具体的な都市名を挙げてはいけないのでしょうか。むしろ挙げていただいた方が、訪れたときに、「何かこういうものがあったなあ」というようなこともあるでしょうから、他市の事例がたくさんあるので、もし可能であれば、具体的にどの辺の土地なのかということを書いていただいた方が、読む方としてはなおイメージしやすいと思います。

会 長 ありがとうございます。事務局から何かありますか。

事務局 3-114からの丸の色分けの件ですが、これは再度チェックさせていただいて、例えば前のパターンのところにつけるか、この部分との見やすさを考慮させていただきたいと思います。

 写真の他市の事例の件なのですが、これまで他市の市町村名を入れるかどうかということも検討してまいりました。良い事例を他市に頼っているところが多数ありまして、「他市」という印象が強くなっていくので、一括して他市の表示を抜かせていただき、編集させていただきました。

会 長 私も事務局と事前に打ち合わせしたときに、「他市」「他市」と並んでいるのは凄く気になるし、先ほどのご指摘のように、どこと書いていただいたら、また見に行くこともできるし良いのではないのでしょうかという話をしたのです。撮影地点がわからなくなってしまう写真もいくつか使っているということで、また探すという手間をかけないといけないという話があります。それであるならば、抜くというのが事務局の作業としては単純ではないかという話をさせていただいたところでございます。あまり手間がかからないのであれば、もう一回他市の名前を復活させても良いのかなと思っています。そのあたりは作業量とも関係がありますので、事務局で検討してください。

それから典型例が 3-25 なのですけれども、生駒らしさの工夫を見ていただいたらわかりますけど、全部他市なのですね。生駒の一番良いところで農村景観に配慮した事例の写真が全部他市というのは格好悪いだろうということで、そのあたりを変えてほしいかなということがございます。

それから、パブリックコメントをかけますので、そのときにうちの近所でもこんなものがあったというものがあれば、その紹介をしていただければという風に思いますし、委員のみなさまも「うちの近所、こんな景観あるよ」というのがあれば、情報提供をいただければ、事務局で撮影に行きますので、そのあたりの情報をいただければと思います。委員のみなさま、色々な所をご存じだと思いますので、こんな良い景観あるよというのがございましたら情報提供をお願いします。

委 員 市街化区域の中にも農地とか山道が結構ありますが、耕作されず、放置されている状態になっている所がたくさんあります。ちょっと手を加えると見栄えも良くなって景観も良くなるのですが、草を刈っても刈りっ放しの方もいます。草刈を業者をお願いする方もおられまして、近くの人が刈った草を何とかしてほしいと言っても業者は、「刈るだけしかお金をもらってないから片付けは関係ない」ということで帰ってしまいます。雨が降ったら水路に流れて水が溜まった状態になっています。地主の方々にもたまには声をかけますけども、こういう問題をどういう風にして解決していけば良いか、難しい問題です。

会 長 少し具体的な事例になりますが、30年ほど前から兵庫県が先進的に景観づくりをやっております。先ほどお話いただいたように農業の景観というのは凄く大切なものですが、地主さんのご負担だけでそれが維持されているということが私もずっと問題に感じておりまして、まだ具体的にはなっていないのです

が、兵庫県の方と公園整備にはちゃんと公金が出て整備ができるのだから、公の景観を守ってくれているという意味では農家の方にも一定の金額をお支払いして、きちんと管理してもらおうという考え方があっても良いのではないですかという話はさせてもらったことはあります。

委員 ちょっと余談ですみません。この前家の近くで、最近竹がどんどん増えてきて、電線に竹が乗ってきているわけです。それで地元の人が市役所へ電話したら、「関電に電話してください」と言われて、電話したら、関電もそれを1本切るのに何か月もかかるというわけです。そういうかたちで、今まだ放っている状態です。

地主の方も竹を綺麗に毎年刈っていたら、1本切ろうと思えばすぐに切れるのですが、放置状態ですからその1本を切り出せない状態です。

会長 そういう日々の暮らしの積み重ねが、景観をつくっていますという基本計画をつくらせていただきました。いろいろご支援できる場所があれば、させていただければと思います。

それと、写真は本当はこういうのは駄目ですよというものをお出しの方がわかりやすいのですけれども、悪い方を出すのは支障があるということで全く出しておりません。本来は、「お宅のこういうところをもう少し何とかしてもらえませんか」といった方がわかりやすいとは思いますが。

ほか、「第3章」でいかがでしょうか。

委員 私もこの基本計画の作成に参加させていただいて、一番悩んできたのはパターンの表現です。31のパターンがあるのですが、実際はもっといろいろな表現もあると思うのです。現実的にこれを運用するときにもうちょっと違った言い方やこういうのも良いじゃないかといったパターンの言葉が出たときに、これにこだわってしまうと運用しにくいのかなという気もするのですが、そのあたりはどのように実際運用されるのかと。

そのままの言葉を使う必要はないですし、このパターンでこの景観を考えているというような使い方をすると思うのですが。もしもっと良い言葉があったりしたら入れ替えるといったことを将来的にするかどうかということなのですが、どういう具合でしょうか。

事務局 今回決めさせていただいた31のパターンというのは、スタート時点の典型的なパターンということで始めさせていただいております。これからこの基本

計画を使いまして、市民啓発などのいろいろな作業を進めていく中で、新しいパターンや追加するパターンを見つけていただきたいと考えております。また、景観の相談において、生駒らしさを伸ばしていただけるよう、この場所にはこういうものがありますということについては積極的にパターンを活用していただきたいと考えております。

会 長 それはどこかに書いてありましたね。

 具体的な、先ほどのご指摘あったように、自分でパターンを見つけたらそれも32番目33番目というように増やしていただいて、デザインに残していただくことも可能ですとか、あるいはみんなで議論する中で少しずつこのパターンも変わってくる可能性もあります、というような文言です。

委 員 おそらく3-1から3-3ぐらいのところになると思うのです。3-1では上の方に「生駒の良さ」はこれだけではありません。このパターンを基にして、みなさまで「生駒らしい良い景観」を感じ、考えてみませんか。」など、こういうコメントはあるにはあるのですよね。新しいパターンを勝手につくっても良いですよ、みたいなことをもってはっきり書くという方法があるとは思いますが。

会 長 もう少しつっこんだ方が先ほどのご意見、ご指摘のようにわかりやすくなると思います。

事務局 もう少し、明確に書くように検討します。

会 長 はい、ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。

副会長 基本計画はこれが完成版でしょうか。まだ差し替え等されるのでしょうか。

事務局 本日いただいた意見などを反映させていただきます。

副会長 パブリックコメントもされるし、まだ写真等も入れ替えられますね。今のところはこれでいくということですか。

事務局 はい。

副会長 一つだけいいですか。3-86 ですね、ちょうど真ん中に木と植栽のパターンが書いてあるところの左側の言葉です。「地被類」の上に「花卉・中木」となっていますね。これは「地被類・花卉」、上は「低木・中木」の方が良いと思います。

花はどちらかというところ、地面系で扱って、「低木」と書くか「低木・中木」が良いと思います。これはちょっと修正いただいた方が良いでしょう。

会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょう。

委員 今のところは上の分類も変わるということですよ。

副会長 変わりますね。

委員 そうですね。そこも併せて訂正しておいてください。

会長 はい、あといかがでしょうか。

委員 今後パブリックコメントをしていくということもあって、参考文献、用語、それから索引の類や先ほどの議論だと、写真のリストのようなものであるとかが後ろに付いてくるのかと思うのですが、そういう理解で良いですか。

事務局 索引と出典の関係の分ですが、後ろに載せるか文章に入れるかということで、今のところは文章の中に含めようということにさせていただきました。

委員 用語はどうされますか。行政計画だとよく巻末にありますよね。

景観というのは専門的な用語が多いので、わかりやすく解説していただいているということで良いのか、最後に付けられるのか、それはご検討いただければと思います。

事務局 はい、検討させていただきます。

副会長 それに関連すると、巻末に懇話会のメンバーや、何回委員会を開催したかというプロセスを載せたりするのですか。

事務局 そうですね、はい。この審議会と懇話会の委員の方々と、景観基本計画策定にご協力いただいた方のリストを、後ろに資料として付けさせていただくこと

を考えております。

副会長 参考までにお聞きしました。

会 長 先ほど委員名が出ましたけれども、都市計画課でいこま塾という講座がありますけれども、それを卒業され、3月の景観シンポジウムでもパネリストを受けていただいた女性の方がたまたま編集校正が専門の方だったので、その方にしっかりと見ていただいて、編集者目線、市民目線でわかりにくい言葉を書き換えるアドバイスをいただいております。そういう意味でボランティアでやっていただいた彼女のお名前は是非とも我々よりも大きく書いていただいた方が良いと思います。

あまり用語集にたくさん言葉が挙がるというのはわかりにくい表現が多くなっているということです。まずは言葉をわかりやすい言葉に変えていただく、それでも説明があるような言葉は用語集に回していただく。そういう二段階でやっていただく方が良くかなと思います。

あといかがでしょう。「第3章」に関しまして。

《意見、質問等無し》

会 長 それでは最終のところ、「第4章」、「第5章」でご意見賜ればと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは全体を通させていただきましたけれども、再度全体で何か言い忘れたことやご指摘ございますでしょうか。

副会長 基本計画策定懇話会やデザイン分科会の中で写真の入れ替えを委員の先生方が希望されて、まだ直っていないものはもうないということでしょうか。

例えば、2-38で商店街の元町のびっくり通りの店頭だけが写っているが、もう少し何かないのでしょうかという話が前の委員会の時に出たと記憶に残っているのですが。アップでない写真がないのでしょうかというご意見だったと思うのですが。

あとは田園風景で木の葉っぱが落ちているような冬場の景色が結構あって、2-17、2-18などは風情が出ているような気がするのですが、木に葉っぱがたわわであったらどんな風景になるかなあとも思うのです。場所によって緑があるときとないときの差があっても良いのかなとも思いましたが、これから最終的にざっと見ていただいて、写真がこれで適切かということをお前のご意見を

踏まえたり、パブリックコメントのときのご意見などを踏まえて写真を替えたりする作業が必要かなと思います。

会 長 ありがとうございます。2-38 はにぎわいを説明するのにショーケースが半分写っているというのはいかがなものでしょうかというご指摘があったのですが、もう一度商店街のにぎわいを表すような良い写真があれば差し替えていただきたいと思います。

あと、全体を通してよろしいでしょうか。

《意見、質問等無し》

会 長 それでは第2号案件に移らせていただきたいと思います。この景観形成基本計画ができることによって、景観法に位置付けられております景観計画の変更をする部分が出てまいりますので、それを今日のご報告をしたいと思います。

それではまず事務局の方からご説明いただければと思います。よろしく願います。

《事務局説明》

会 長 私の方から少し補足のお話をさせていただければと思いますが、資料2-1が一番全体像と基本計画との関係がわかりやすいと思いますので、資料2-1でもう一度確認をさせていただければと思っています。

今回は基本計画をつくったわけですが、この基本計画は条例に基づく計画で、以前この審議会でも審議をさせていただいて策定された景観計画は景観法に基づく計画になっております。通常は法令に基づく計画があって、それにぶらさがって条例に基づく計画が位置付けられるという、国が上にいて市が下にいるという関係があったのですが、今回は、これが逆転をしているわけですね。条例に基づく基本計画があって、それにぶらさがって法に基づく景観計画があるというように順番が逆転をしております。少し脱線話になりますが、10年ほど前にこのやり方を箕面市で提案をさせていただいて、この二段構えにしました。その時国交省に箕面市の方が相談に行かれました。事前に相談しておかないと今までの国と市関係をひっくり返すということになりますので、お叱りを受けるかもしれないということで相談に行ったのですが、地方分権の時代なのでそれで良いでしょうと、特に景観に関しては身近な市町村が第一に動いてもらわなければいけないので、それをお手伝いす

るという意味で景観法があるので、基本計画が上にあって、景観計画が下にあるというのは国としても問題はないですよというようなお言葉をいただきました。もう少しお話をさせていただきますと、少し国には失礼な言い方になるかもしれませんが、法に基づく計画はかなりガチガチに内容を決められています。これに縛られてしまいますと、今回のようなくだけた書き方がなかなかできないということもありまして、箕面市でも二つに分けさせていただいたという経緯がございました。それと同じようにこの生駒市も非常にソフトな書き方ができる基本計画と国が要求をしている法に基づく事項を書く景観計画の二段構えにさせていただいたという経緯でございます。

それを前提にもう一度資料2-1をご覧くださいければ繋がっていくと思います。基本計画をつくりましたので、従来の景観計画の中の内容の一部を基本計画に吸収し、移すということで景観計画から抜くという判断が一点ございます。それによりまして、法に基づく内容を重点的に書いておくというのがこの景観計画の位置付けになったということで、かなり内容的にも絞られたということでございます。こういう経緯をご承知いただいて、もう一度この景観計画の変更の内容を見ていただければよりすっきりするのかなと思われましたので、少し説明を兼ねてお話をさせていただきます。

いかがでしょうか。この景観計画は最終的にパブリックコメントにかけさせていただいて、この審議会で諮問答申という手続きを踏みませんと変わりません。また後ほどスケジュールのお話がございます。もう一度きちんと諮問答申ということになると思いますけれども、その前にいろいろとご質問やご意見を賜っておけばという思いでございますが、いかがでございましょうか。

委員 この計画の中の色彩の基準等は県が決めているものをそのまま運用しているかたちですか。

事務局 基本的には、県の基準を参考にさせていただきまして、ほとんどの部分が同じ基準ですが、自然景観区域につきましては、県の市街化調整区域における基準が一律でしたので、自然景観区域では明度を一つ落とさせていただき、規制を厳しくしておりますので、その分についてが県と違うところです。

委員 実は風致許可の方で奈良市が今まで県のものに合わせて行っていた許可基準を県から市に移管したところ、色彩系がとても古かったため今と合わなくなって、奈良市は見直すということをしていました。これは景観なのですが、生駒市は風致許可においてこういった色の基準変更等は市独自で判断して変え

ていくことは可能なのですか。

事務局 それは可能です。

委 員 わかりました。

会 長 少し失礼な言い方になるかもしれませんが、市としては県の基準をベースにした方が楽でして、もう一度ちゃんと生駒の景観の色彩の状況を把握し、ふさわしいものを選び出すということがなかなか大変な作業になります。今後何か不備な点がございましたら、色彩調査を行って変更していくようになると思います。

 ちなみに、これは兵庫県が一番最初にこういった定めをしたわけですがけれども、私も当時委員参加をしております、2年間かけてしっかりと色彩の調査をして基準を決めました。それが全国的に流布をしていったということになります。

 いかがでしょうか、内容的に何かご質問とかございますでしょうか。

《意見、質問等無し》

会 長 ないようでしたら、これでパブリックコメントへかけさせていただいて、また最終的に審議会で諮問答申の方いただければと思います。

 それでは続きまして、条例の改正についてということで、これも基本計画ができるということに伴った改正でございますので、まずは事務局の方から説明いただきたいと思います。

《事務局説明》

会 長 策定懇話会のおときからご参加いただいている委員のみなさまには、少し追加の説明をしておかなければいけない話があるのかなと思っております。基本計画、資料1-2ですね、1-5のところ、景観づくりの理念というものが書いてございます。これは理念を4つの丸で示しております、この理念を受けてこれから生駒市では景観形成を図っていこうと謳っておるのですが、策定懇話会の際はこの4つの丸のまま、条例にしてはどうか、その方が非常にわかりやすいという話でありました。市の法制担当の方と話をした中で、こういった4つに分けた理念は法令上あまり見たことがないと言われまして、1つにし

た方が条例上は良いのではないですかというご指摘を受けましたので、この4つの内容を踏まえたかたちで、第2条で一文にまとめさせていただいているという経緯でございます。

委員　　ここだけ「本市」というのは、やはり基本理念を抜き出したからになっているのですか。「市」ではないですか。「本市」というのは生駒市ですよ。そうするとここだけ「本市」というのはやはり変ではないかと思うのですが。

会長　　すぐ下の第3条で「市は」というのがありますからね。非常に目立つのは目立ちますよね。
あといかがでしょうか。

委員　　今の話でいうと、第2条では「本市の景観は」ということで、主語が景観なのですよね。第3条以下は「市は」というのは、景観行政団体としての市はということですよ。「市の景観は」ということを主語にするのではなくて、「市は」とするのであれば、市がやらなければいけないこととして書くという書き方に変えた方が良いのかもしれないですね。「(本市の)本」を取れば済むというわけでもないような気がする。

委員　　ちょっとややこしいのですよね。主語述語だけでいくと「本市の景観は」「形成されなければならない」になるのですよね。その中で「市、市民及び事業者が協働して～」というような文がまた入ってくるのですよね。だから若干わかりにくく読めてしまうのかもしれないですよ。そうすると、全部合わせるように市という主体を頭に置いて、基本的にそれ以外の条文はそうなっていますよね。「市長は」とか「市民は」とかいう形で。

会長　　今お二人のご指摘がありましたので、必ずしも理念を無理やり繋いでいくというよりも、この1行にしてなおかつこの理念の内容がわかるかたちでもう一度練り直した方が良いかもしれませんね。例えばですけれども、まず主語があった方がわかりやすいとすれば、「市、市民及び事業者は協働して～」という風なものが良いかもしれませんし、その間に前提として「景観は、地勢、自然、歴史、文化その他の特性でできあがっていることを理解し」とかですね。そのあたりは文章を練った方が良いかなと思います。「景観は」ということでいくから受け身の文章になっていますよね、「形成されなければならない」と。主語がおもてに出れば「しなければならない」という風になりますので、どちら

が良いのか、わかりやすいのかも含めて、もう一度時間をかけて練っていただいた方が良いかもしれません。

あといかがでしょうか。それではまた法制担当とも打ち合わせをしていただいて、よりわかりやすいものにしていただきたいと思います。

《意見、質問等無し》

会 長 それでは予定しておりました3つの案件はすべて終わりました。これは事前の報告ということで、最終的にはすべてまた正式な諮問答申をさせていただきたいということになると思いますけれども、全体通しまして何か委員のみなさまからございますでしょうか。

《意見、質問等無し》

会 長 よろしいでしょうか。それではその他に移らせていただきたいと思います。既にいろいろと私の方からお話をさせていただいておりますように、今後手続きが進んでまいりますので、そのあたりのスケジュールについてご説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

《事務局説明》

会 長 いかがでしょうか、何かご質問ございますでしょうか。

委 員 まず一つは概要版は作られるのかということと、景観法との絡みで都市計画審議会での報告というのが景観計画の方に挙がっていると思うのですが、位置付けからすると景観計画と基本計画は双子であるということなので、景観計画の報告に合わせて基本計画について触れていただく方が良いのかなという風には思っております。とは言いながら、分厚いので、どこまで説明するかというのがちょっと大変かと思って、概要版みたいなものとイメージはしたのですけど。

事務局 基本計画につきましては、概要版を作成する予定です。内容を抜き出したようなかたちではなく、なるべく再編したようなかたちでと考えておりますが、この先の作業になりますので、またご相談させていただいて、進めさせていただきたいと思います。

会 長 市議会への説明も要りますし、わかりやすい資料を作るはずですので、そのあたりを都市計画審議会の方でも引用していただければと思います。都合よく、私も都市計画審議会の委員でございますので、補足説明があるようでしたらまたその場でもさせていただければというように思います。

あといかがでしょうか。よろしいでしょうか。

《意見、質問等無し》

会 長 また正式にお諮りをさせていただくことになると思いますけれども、その際もよろしくお願いをしたいと思います。

それでは予定していた案件は全部終了しました。何か委員のみなさまからございますでしょうか。せっかくの機会でございますので。

先ほどは農業従事者としての立場からの非常に貴重なご意見も賜りました。そういうことも含めて、個別のことでも結構でございますので、何かございますでしょうか。

箕面では山の方の景観を守るために地権者さんはかなりご負担をかけることもございまして、そのあたりは資金的な管理の費用の補助とかですね、様々な支援策をとっております。先ほども言いましたように、外から守れと言う方は多いのですが、地権者さんのご負担もかなりあることを私も理解はさせていただいておりますので、そのあたりは市民のサポートも含めてですね、やはり景観を守るためには地権者任せということではなくて、一緒に景観をつくりあげていくようなそんな試みを生駒でもこれからも充実させていただければという風に思います。またいろいろお知恵を賜ればと思います。

よろしいでしょうか。

《意見、質問等無し》

会 長 それではないようでしたら、これで案件すべて終了させていただきますので、事務局の方もよろしいでしょうか。

事務局 本日いただきましたご指摘の内容の計画書への反映の方なのですが、事務局の都合ではございますが、現在開会中の議会の方に報告の必要がございまして、パブリックコメントの案を提出するということになっております。できましたらこの後会長預かりとさせていただきますして、パブリックコメントまでに修正

させていただく分、それからパブリックコメントの実施に合わせて修正させていただく分というのを分けさせていただいて、パブリックコメントに進ませていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

会 長 よろしいでございますでしょうか。

今日の貴重なご意見を賜りまして、またパブリックコメント案として修正をかけさせていただきたいという風に思っておりますので、よろしく願います。

今後の日程等も含めて事務局の方からご報告いただけますでしょうか。

事務局 次回パブリックコメント終了後に会議の方開催させていただきたいと思えます。12月頃開催ということで先ほどご説明をさせていただきましたが、また日程が決まりましたらご連絡をさせていただきたいと思えます。よろしく願います。

会 長 ありがとうございます。

いつもパブリックコメントの前にはお願いをしておりますが、パブリックコメントはどちらかというと「これを教えてください」とか「これは何とかありませんか」というようなコメントが多いのですけれども、本来よく作っていただきましたというようなお褒めの部分、そういうものもいただければというように思います。先ほどご意見にもいただきましたように「読み物としてはよくできています」というような、それをパブリックコメントで出すというような習慣が、まだまだできておりませんので、周りの方にもお褒めのパブリックコメントもOKですよということを、ちょっとお薦めいただければというように思っております。褒める場合は心の中で褒めていただいて、なかなか行政には伝わらないという傾向がございます。それと「頑張れ」というようなパブリックコメントもこれからは是非お願いしたいと思えます。よろしく願います。

これでよろしいでしょうか。それでは審議会、これにて閉会させていただきます。また今後もいろいろと審議等賜る場面でもご意見いただけたらと思えますので、重ね重ねよろしく願います。

それでは本日はどうもありがとうございました。